

○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく 危機対応円滑化業務実施方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく危機対応円滑化業務実施方針は、危機対応円滑化業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第24条の2第2項の規定により株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」といい、産活法の規定に基づく政令により読み替えて適用されるものを含む。）第11条第2項第2号に規定する業務とみなされる業務をいう。以下同じ。）の方法、条件その他の必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(発動の要件)

第2条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、法第22条第3項の規定により主務大臣から危機対応円滑化業務の実施に関して必要な事項を定めた通知（以下「危機認定の通知」という。）を受けた場合には、危機対応円滑化業務を行うものとする。

(体制等の整備)

第3条 公庫は、危機対応円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

(出資に関する事項)

第4条 公庫が危機対応円滑化業務による信用供与の対象とする出資（産活法第24条の2第2項の規定により法第2条第5号の危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）とみなされる出資をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行われるものとする。

一 出資の取扱期間

危機認定の通知に定められた実施期間内とする。

二 出資の相手方

産活法第6条第1項に規定する認定事業再構築事業者、第8条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者、第10条第1項に規定する認定経営資源融合事業者及び第12条第1項に規定する認定資源生産性革新事業者並びにこれらの関係事業者とする。

三 出資の限度額

危機認定の通知に定められた限度額とする。

四 出資の条件

全額金銭により払い込みが行われる次のイからハマまでに掲げる株式（これらが組み合わされた株式を含む。）に限る。ただし、主務大臣が特に必要と認めるときは、この限

りでない。

- イ 転換権付優先株式（優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であって、剰余金の配当又は残余財産の分配について優先的内容を有するもの。以下同じ。）であって、他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）の請求が可能とされるものをいう。）
- ロ 金銭を対価とする取得請求権付優先株式（優先株式であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 5 号の定めがあるものをいう。）
- ハ 金銭を対価とする取得条項付優先株式（優先株式であって、会社法第 108 条第 1 項第 6 号の定めがあるものをいう。）

第 2 章 業務に関する事項

（損害担保取引の条件に関する事項）

第 5 条 公庫が行う損害担保取引（産活法第 24 条の 2 第 1 項の規定により、指定金融機関（法第 11 条第 2 項柱書に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が行う出資につき損失が生じた場合において、その出資者である指定金融機関に対してその損失額の一部の補てんを行う取引をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一 補償料率

主務大臣が定めるところによる。

二 補てんの範囲

出資について生じた主務大臣が定める損失の額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

三 補償金の請求

補償金（損害担保取引に基づく補てんのため公庫が指定金融機関に対し交付する金銭をいう。以下同じ。）の請求は、法第 21 条第 1 項柱書に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定（以下「協定」という。）に定める日以降に行うことができるものとする。

四 免責事由

指定金融機関が協定に違反した場合その他の指定金融機関の責に帰すべき事由に該当するものとして協定に定める事項に該当する場合には、公庫は指定金融機関に対する補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れるものとする。

（補償金の支払いに係る公庫の審査）

第 6 条 公庫は、指定金融機関に対して補償金を支払う場合は、前条第 4 号に定める免責事由等に照らし、適正な審査を行うものとする。

（適正な価額による処分義務及び公庫への納付義務）

第 7 条 指定金融機関は、出資について公庫から補償金の支払いを受けた後も、協定で定めるところにより、当該出資について市場価格（市場価格がないときは、処分推定価額）を

考慮した適正な価額による処分（当該支払いを受けた時点において、当該出資に係る株式を保有している場合に限る。次項において同じ。）に努めるものとする。

- 2 指定金融機関は、出資について公庫から補償金の支払いを受けた後、当該出資について処分した場合は、協定で定めるところにより、当該処分金額に相当する金額の一部を公庫に納付するものとする。
- 3 指定金融機関は、出資について公庫から補償金の支払いを受けた後、当該出資に係る権利に基づき前項の処分に係る金額以外の配当その他の金銭を受領した場合は、協定で定めるところにより、当該配当その他の金銭に相当する額の一部を公庫に納付するものとする。

（禁止事項）

第8条 指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第2号に掲げる行為については業務規程（法第16条第2項に規定する業務規程をいう。）に特段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 既存の債権をもって出資に充てること、既存の債権の弁済を行うために出資を行うこと及び既存の出資の実質的な払戻しとなる行為を行うために出資を行うこと。
- 二 危機対応業務の全部又は一部を第三者に委託すること。

（調整規定）

第9条 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）附則第1条本文に規定する施行の日の前日までの間におけるこの実施方針の適用については、題名及び第1条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」とあるのは「産業活力再生特別措置法」と、第4条第2号中「産活法第6条第1項に規定する認定事業再構築事業者、第8条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者、第10条第1項に規定する認定経営資源融合事業者及び第12条第1項に規定する認定資源生産性革新事業者並びにこれらの関係事業者」とあるのは「産活法第6条第1項に規定する認定事業再構築事業者、第10条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者及び第14条第1項に規定する認定経営資源融合事業者並びにこれらの関係事業者」とする。